

## 町長報告第7号

件 名 日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場に係る公害防止協定書の締結について

担 当 課 企画財政課

令和8年6月1日報告

本報告は、日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場に係る公害防止協定書の締結について報告するものでございます。

本協定は日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場の建設並びに廃棄物の埋立及びエコセメント化を行うにあたり、地域住民の生活環境と生命財産の安全を確保することを目的に東京たま広域資源循環組合（以下「循環組合」という。）、第22自治会・二ツ塚処分場対策委員会、日の出町が締結しております。

本年3月9日、循環組合より協議依頼のありました、日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場に係る公害防止協定書について、第22自治会・二ツ塚処分場対策委員会との協議・ご意見を踏まえ、本年3月31日付で別添のとおり締結いたしましたことを報告いたします。

なお、主な改正点といたしましては、エコセメント化施設の更新工事の施工に伴い、二ツ塚処分場におけるエコセメント化の期間を25年間延伸し、令和33年3月31日としたこと等となっております。


日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場  
に係る公害防止協定書


11/11/11

東京都西多摩郡日の出町（以下「甲」という。）並びに東京たま広域資源循環組合（以下「乙」という。）並びに日の出町第22自治会及び二ツ塚処分場対策委員会（以下「丙」という。）は、平成22年4月26日に変更した日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場に係る公害防止協定書（以下「本協定」という。）第17条に基づき協議を行い、本協定を次のとおり変更し、令和8年4月1日から施行する。

#### （目的）

第1条 本協定は、乙が日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場（東京たまエコセメント化施設（以下「エコセメント化施設」という。）を含む。以下「処分場」という。）の建設並びに廃棄物の埋立及びエコセメント化（以下「埋立等」という。）を行うに当たり、地域住民の生活環境を保全するとともに、生命財産の安全を確保することを目的とする。

#### （定義）

第2条 本協定において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域住民 日の出町第22自治会の地域内に住所を有する者をいう。
- (2) 廃棄物 乙が埋立等処分する、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）に規定する一般廃棄物をいう。
- (3) 搬入団体 廃棄物を搬入する、乙を構成する市町（以下、「組織団体」という。）及び一部事務組合をいう。
- (4) 中間処理施設 廃棄物の資源化、減容（量）化等を行う施設をいう。
- (5) 事後調査 東京都環境影響評価条例（昭和55年都条例第96号。以下「環境アセス条例」という。）第2条の規定に基づき乙が行う環境調査をいう。
- (6) エコセメント 日本産業規格（JIS R5214）に規定するセメントをいう。
- (7) エコセメント化施設 焼却残さを原料としてエコセメントを製造する施設をいう。
- (8) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

(本協定の基本理念)

第3条 乙は、処分場を原因とする公害及び事故の発生を未然に防止するとともに、地域住民の生活に影響を及ぼさないよう、可能な限りの対策を講じなければならない。

2 汚染物質等の基準値は、日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場に係る公害防止細目協定書（以下「細目協定」という。）に定めるものとし、乙は、細目協定を遵守することにより、恵まれた自然環境の保全に努めるものとする。

3 乙は、処分場を原因とする公害及び事故が発生したときは、処分場の建設中、廃棄物の埋立等中、及び埋立等終了後を問わず、全責任を負い、万全の措置を講じなければならない。

(本協定の遵守)

第4条 乙は、第1条の目的及び第3条の基本理念を実現するため、本協定の各事項を、誠意を持って履行するとともに、基本的同意書、基本協定書及び公害防止に係る関係諸法令を遵守しなければならない。

2 甲及び丙は、前条第2項の履行が認められないときは、催告のうえ、処分場に係る一切の行為を中止させることができるものとする。

(廃棄物の種類及び質)

第5条 乙が埋立等処分する廃棄物は、次のとおりとする。

(1) 焼却残さ 中間処理施設で焼却した残灰。

ア 熱灼減量 10%以下

イ 水分含有率 50%以下

なお、焼却処理過程では効率的な方法を用い、熱灼減量等の向上に努めなければならない。

(2) 不燃・焼却不適ごみ おおむね15cm以下に破碎し、減容(量)化したもの。

(廃棄物の埋立等期間)

第6条 乙が廃棄物を埋立処分する期間は、廃棄物の量が処分場埋立容量に達するまでの期間とする。

2 エコセメント化の期間は、平成18年度を始期とし、令和8年(2026年)4月1日から令和33年(2051年)3月31日までの25年間、こ

れを継続するものとする。期間終了6か月前までに甲、乙及び丙は、期間の延長等について協議できるものとする。

(分別収集の徹底及び中間処理施設の改善)

第7条 乙は、有害・危険物質の混入を防止するため、組織団体に分別収集の徹底を図るよう要請しなければならない。

2 甲及び丙は、廃棄物の種類及び質が、第5条の規定に適合しないと認める場合は、乙を通じて搬入団体に中間処理の改善を要求できるものとする。

3 前項により改善を要求された搬入団体は、速やかに改善計画をまとめ、可能な限り早期にその実現を図らなければならない。

(廃棄物の埋立等処分量)

第8条 乙は、廃棄物の埋立等処分量を甲及び丙に報告するものとする。

(処分場の構造及び技術上の基準等)

第9条 乙は、処分場の建設にあたっては、本協定、基本協定書、関係諸法令及び日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場建設事業及び多摩地域廃棄物エコセメント化施設建設事業環境影響評価書（以下「環境影響評価書」という。）に定めた事項を具備した施設を設置しなければならない。

(処分場の維持管理)

第10条 乙は、処分場の建設にあたっては、環境アセス条例に定める手続きを誠実に履行し、事後調査の結果を甲及び丙に提出しなければならない。

2 乙は、処分場の維持管理にあたっては、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）等関係法令を遵守し、点検・検査を行うものとする。

なお、点検・検査地点及び項目等については、細目協定に定めるものとする。

3 乙は、前項の点検・検査結果をその都度甲及び丙に提出するものとする。  
なお、点検・検査結果に顕著な変化がみとめられたときは、その原因を究明し、甲及び丙に説明するものとする。

(処分場管理センターの設置)

第11条 乙は、処分場の運営のため管理センターを設置し、次の事項を行うものとする。

- (1) 搬入する廃棄物が、第5条に規定する基準に適合しているか否かの検査及び搬入量の計量等
- (2) 廃棄物の埋立等処分の実施
- (3) 処分場入口における運搬車両の確認
- (4) その他処分場の維持管理に関すること

(廃棄物等の搬入搬出方法)

第12条 乙は、廃棄物及びエコセメントの製造に必要な材料（以下、「廃棄物等」という。）の搬入並びにエコセメントの搬出に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）を遵守するとともに、搬入団体の運搬車両には各搬入団体の名称を見やすい個所に表示し、運行するよう、搬入団体に指示しなければならない。

2 乙は、次に掲げる事項について年度開始前に甲及び丙に承認を得なければならない。

- (1) 搬入団体ごとの搬入計画量
- (2) 搬入団体別、経路別の1日当たり運搬車両の平均及び最高台数
- (3) エコセメントの製造に必要な材料の搬入経路別の1日当たり運搬車両最高台数
- (4) エコセメントの搬出経路別の1日当たり運搬車両最高台数
- (5) 廃棄物の運搬業者（直営を含む。）及びエコセメントの製造に必要な材料を搬入・エコセメントを搬出する運搬業者（以下「運搬業者」という。）の名称
- (6) 積雪等道路交通事情に対する緊急措置対策

3 乙は、前項第1号から第4号までの実績、及び前項第1号と実績の照合結果を毎月、甲及び丙に報告しなければならない。

4 乙は、運搬業者及びその従業員に対し、交通安全の確保及び公害防止等に関する特別講習を、毎年度実施しなければならない。なお、運搬業者及びその従業員は、講習修了証を常に携帯するものとし、甲若しくは丙又は甲が指名する甲の職員から講習修了証提示の要求があったときは、直ちにこれに応じなければならない。

(廃棄物の埋立等処分の方法)

第13条 乙は、廃棄物の埋立等処分にあたっては、政令及び環境影響評価書に定める方法を遵守するとともに、次に掲げる事項については、細目協定に定めるものとする。

- (1) 作業機材及び作業人員
- (2) 作業時間帯
- (3) 気象状況による埋立作業中止基準

(処分場の監視等)

第14条 乙は、二ツ塚処分場対策委員会委員（以下「対策委員等」という。）が、本協定の施行に必要な限度において、監視等の必要のため処分場内に立入る場合は、誠意を持ってこれに対応しなければならない。なお、監視等に係る経費については、乙が負担するものとする。

- 2 乙は、対策委員等から本協定に基づく報告資料の閲覧、廃棄物その他の試料の採取又は提供についての要求があった場合は、甲又は二ツ塚処分場対策委員会を通じてこれに応じなければならない。
- 3 乙は、甲又は丙から、公害防止、処分場の管理運営等に関する重要な変更及び改善について要求があった場合は、誠意をもって甲又は丙と協議しなければならない。
- 4 乙は、地域住民に、第10条第3項に規定する点検・検査結果の概要を年1回公表するものとする。

(処分場の安全対策等)

第15条 乙は、第10条第2項に関して、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年都条例第215号）に規定する停止等が命じられた場合、若しくは環境アセス条例第67条第3項に規定する要請があった場合、又は日の出町下水道条例（平成2年町条例第12号）第14条に規定する改善等が命じられた場合、その他関係法令に関する指導があった場合には、速やかに甲及び丙に報告するとともに、直ちに原因を究明して機能を回復する等必要な措置を講じない限り、関連する埋立等処分を再開できないものとする。

- 2 乙は、処分場を原因として、地域住民の生命、財産に危険の及ぶ恐れがあると認められるときは、直ちに甲及び丙に報告するとともに、関連する作業

を中止してその対策を講じるものとし、必要な措置がとられるまで関連する処分場の建設、廃棄物の搬入及び関連する埋立等処分を行わないものとする。

(埋立等処分終了後の管理)

第16条 乙は、埋立等処分の終了後も、廃掃法の規定に従い処分場が廃止されるまでの間、処分場の主要施設の維持管理を行うものとする。

(協議)

第17条 本協定に定めのない事項が発生したとき、若しくは、本協定の解釈に疑義が生じたとき、又は、本協定に定める事項を変更しようとするときは、甲、乙及び丙がそのつど協議するものとする。なお、法令等の改正が行われた際はそれに準ずるものとする。

2 本協定に基づき、甲、乙及び丙が協議して定める必要のある事項は、埋立等処分開始前までに、細目協定として定めるものとする。

(災害時の特例規定)

第18条 災害時の特例規定については、別途協定として定めるものとする。

上記協定締結の証として、本協定を4通作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年3月31日

甲 東京都西多摩郡日の出町

町長 東 亨

乙 東京たま広域資源循環組合

管理者 阿部 裕行

丙 東京都西多摩郡日の出町 第22自治会

会長 山崎 忠

丙 東京都西多摩郡日の出町 第22自治会二ツ塚処分場対策委員会

委員長 宮岡 義基



心通云々

MEMORIAL  
LIBRARY

## 町長報告第8号

件 名 日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場に係る公害防止細目協定書の締結について

担 当 課 企画財政課


令和8年6月1日報告

本報告は、日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場に係る公害防止細目協定書の締結について報告するものでございます。

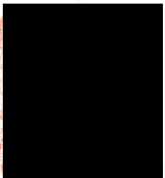
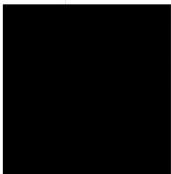


本協定は日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場に係る公害防止協定書における地域住民の生活環境と生命財産の安全を確保するという目的達成のため、詳細な管理基準、公害防止の基準等について規定し、東京たま広域資源循環組合（以下「循環組合」という。）、第22自治会・二ツ塚処分場対策委員会、日の出町が締結しております。

本年3月9日、循環組合より協議依頼のありました、日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場に係る公害防止細目協定書について、第22自治会・二ツ塚処分場対策委員会との協議・ご意見を踏まえ、本年3月31日付で別添のとおり締結いたしましたことを報告いたします。

なお、主な改正点といたしましては、エコセメント化施設更新工事中における一時埋め立て廃棄物について前処理を必要とすること及び、道路交通における騒音・振動測定箇所を従前の2か所から1か所へ変更すること等となっております。



日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場  
に係る公害防止細目協定書



東京都西多摩郡日の出町（以下「甲」という。）、東京たま広域資源循環組合（以下「乙」という。）並びに日の出町第22自治会及び二ツ塚処分場対策委員会（以下「丙」という。）は、乙が甲の地域内に日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場（東京たまエコセメント化施設（以下「エコセメント化施設」という。）を含む。）を設置するにあたり、日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場に係る公害防止協定書（以下「公害防止協定」という。）第17条第2項に基づき、平成9年2月27日に締結し、令和6年3月31日に変更した日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場に係る公害防止細目協定書（以下「本協定」という。）について、本協定第5条第3項に基づく協議が整ったため、本協定を次のとおり変更し、令和8年4月1日から施行するものとする。

## 第1条 処分場の維持管理

### 1 処分場周辺対策

処分場周辺の管理道路、外周道路、外周水路及び飛散防止設備等の施設は、週に1回以上点検し、損傷、破損等が発見されたときは、直ちに補修を行うものとする。

### 2 火災発生防止対策

- (1) 防火貯水槽は、外周道路脇に容量40m<sup>3</sup>を3基、管理センター敷地内に容量100m<sup>3</sup>を1基設置する。また可搬式ポンプ2台（内中継ポンプ用1台）及びホース300m（20m×15本）は常備するものとする。
- (2) 埋立作業地点には、軽可搬式ポンプ1台、ホース40m（20m×2本）、水3m<sup>3</sup>及び可搬式消火器を常備し、初期消火活動を容易にするものとする。

なお、初期消火活動の際は、散水車の水も使用できるものとする。

- (3) エコセメント化施設の火災発生防止対策として、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）に基づき自動火災報知器を設置し、情報を中央制御室で集中管理する。また、屋内・屋外消火栓設備、可搬式消火器を設けて初期消火活動を容易にする。さらに、消防署の消火活動に支障のないように通路や空地を確保するものとする。

なお、エコセメント化施設に関する消防計画を作成する。

- (4) 前各号の設置場所は消火機材置場であることを表示するものとする。

### 3 悪臭防止、飛散防止、そ族害虫、有害鳥獣発生防止対策

- (1) 埋立地の外に廃棄物が飛散し、又は悪臭が発生しないように搬入の都度直ちに廃棄物を埋立て、1日の作業終了時まで覆土又は覆土と同等の効果を担保できる措置（以下「覆土等」という。）を確実に行うものとする。
- (2) 薬剤散布は、原則として行わない。そ族害虫の防除の必要が生じた場合は、その都度乙は、甲及び丙に連絡し、具体策を協議する。
- (3) 廃棄物、覆土材の飛散防止のため、埋立地及び覆土材置場で、必要に応じて散水車等による飛散防止措置を行うものとする。
- (4) 有害鳥獣対策については、即日覆土等を確実に実施し、廃棄物を引き出すことがないようにするものとする。また、必要に応じ、オトリ等を用いて捕獲するなどの措置を講ずるものとするが、効果が認められない場合、新たな対策の必要が生じた場合は、甲、乙、丙いずれかの求めにより協議を行うものとする。
- (5) 工事用車両及び埋立地への廃棄物運搬車両のタイヤ等に付着した泥土等が、処分場の外に出るのを防止するため、湿式、水噴射式の洗車設備を二系列設置する。また、エコセメント化施設の焼却残さ受入棟内に水噴射式の洗車設備を設置する。
- (6) エコセメント化施設で、粉じんの発生が懸念される設備は、密閉構造及びろ過式集じん機を設置し、粉じんの外部への飛散を防止する。
- (7) エコセメント化施設の残さ受入ピット内は、内部を負圧に保ち、粉じん及び臭気が外部へ漏洩することを防ぐものとする。

### 4 防災調整池及び貯留堤の機能

- (1) 防災調整池の機能点検は、月に1回行うものとする。
- (2) 防災調整池底の土砂の堆積状況の確認は、3か月に1回程度行うものとする。土砂の除去は、5年に1回程度行うものとし、許容限度以上（ $11,400\text{m}^3$ ）の堆積が生じたときは、直ちに除去するものとする。
- (3) 雨水集排水施設の法面排水溝の損傷、不等沈下等の点検は、埋立中は週に1回行うものとする。
- (4) 貯留堤の点検は、目視及び計測により行うものとする。  
点検周期は、建設中、埋立中、埋立終了後について、別途定めるものとする。
- (5) 貯留堤天端道路の点検は、損傷等について埋立中は週に1回以上行う

ものとする。

- (6) 処分場建設等に伴う土砂の仮置き場（相沢沖）の防災調整池の機能点検を月に1回行うものとする。ただし、防災調整池低水敷の堆砂については、必要のあるときに除去するものとする。

## 5 モニタリング機能及びしゃ水工

### (1) モニタリング機能

モニタリング専用管の各出口には、集水槽と電極を設置し、電気の導通現象により漏出水の有無を常時監視し、導通を検知した場合には、ブロック名と検知時刻の自動記録を行うものとする。

その場合には、塩化物イオン等の理化学検査を実施し、浸出水か否かの判定を行い、浸出水と判定された場合は、直ちに乙は、甲及び丙に連絡を行うものとする。

乙は連絡後、特定されたモニタリング専用管にグラウト材を注入し、補修をする。

なお、モニタリング専用管及び漏水検知装置の機能点検は、随時行うものとする。

### (2) しゃ水工

下地処理は、しゃ水シート施工前に、表面状況について点検を行うものとする。しゃ水工施工時は、シートの目視点検及び接合部の接合状況について、全数真空テープ検査を行うものとする。保護土施工前は、シートの傷の有無、ふくらみ、へこみ等の目視点検を行うものとする。

## 6 搬入道路等の点検

- (1) 路面、側溝、路肩、法面等の点検は週に1回以上行い、重大な破損箇所等があったときは、直ちに補修する。

- (2) トンネル及びトンネル設備の点検は週に1回以上行い、重大な破損箇所等があったときは、直ちに補修する。

## 7 浸出水処理施設の機能

- (1) 浸出水処理施設の処理機能については、作動状況を毎日点検するものとする。

- (2) 浸出水原水ポンプ場から浸出水処理施設までの区間に設けられた導水

管の圧送部の漏水の有無は、圧送部共同溝で、週に1回目視確認を行うものとする。

## 8 浸出水原水の水質

浸出水原水の水質は、別表-1に掲げる項目について、同表に掲げる頻度で検査を行うものとする。

## 9 地下水の水質

(1) 地下水集排水管より集水される地下水の水質は、別表-2に掲げる項目について、同表に掲げる頻度で検査を行うものとし、電気伝導率又はpHに顕著な変化が現れたときは、甲、乙及び丙の3者で協議し、その後の対応を検討する。

(2) 別表-3に掲げる処分場敷地内及び周辺のモニタリング井戸の水質は、同表に掲げる項目について、同表に掲げる頻度で検査を行うものとする。

## 10 防災調整池及び下水道放流水の水質

(1) 防災調整池の水質は、別表-4に掲げる項目について、同表に掲げる頻度で検査を行うものとする。

(2) 下水道放流水の水質は、別表-5に掲げる項目について、同表に掲げる頻度で検査を行うものとする。

## 11 浸出水処理施設の凝集沈殿汚泥

浸出水処理施設の凝集沈殿汚泥は、別表-6に掲げる項目について、同表に掲げる頻度で検査を行うものとする。

## 12 気象観測

風向、風速、降雨量、蒸気散量、温度及び湿度は、気象観測機器を管理センター近傍に設置して常時測定し、記録を行うものとする。

## 13 発生ガス

埋立地から発生するガスは、ガス抜き管から採取し、別表-7に掲げる項目について、同表に掲げる頻度で検査を行うものとする。

#### 1.4 エコセメント化施設の排ガス

- (1) エコセメント化施設から発生する排ガスの対策として、排ガス処理設備を設置する。
- (2) 排出ガスは、別表-8に掲げる項目について、同表に掲げる頻度で検査を行うものとする。

#### 1.5 悪臭

悪臭の調査は、別表-9に掲げる調査場所において、同表に掲げる項目について、同表に掲げる頻度で行うものとする。

#### 1.6 騒音、振動、大気汚染

- (1) 騒音の低減を図るため、埋立造成及び掘り起こし作業には、低騒音型重機を使用するものとする。
- (2) エコセメント化施設で騒音の発生源となる機器類は、防音対策を行うものとする。
- (3) 建設機械・埋立作業機械・エコセメント化施設の稼働による騒音・振動の調査は、別表-10に掲げる測定場所において、同表に掲げる頻度で行うものとする。
- (4) 道路交通騒音・振動の調査は、別表-11に掲げる測定場所において、同表に掲げる頻度で行うものとする。
- (5) 処分場の浮遊粒子状物質の調査は、別表-12に掲げる測定場所において、同表に掲げる頻度で行うものとする。
- (6) 大気汚染の調査は、別表-13に掲げる測定場所において、同表に掲げる項目について、同表に掲げる頻度で行うものとする。

#### 1.7 底質及び土壌

底質及び土壌の調査は、別表-14に掲げる測定場所において、同表に掲げる項目について、同表に掲げる頻度で行うものとする。

#### 1.8 異常気象等

- (1) 地震及び異常気象の直後は、乙は全ての施設を点検し、異常の有無を確認する。

重大な異常が確認された場合は、乙は甲及び丙に連絡し、処置について

協議する。

- (2) 当該年度の地震及び異常気象時の防災体制を、年度開始後速やかに、甲、乙及び丙で情報共有するものとする。

#### 19 エコセメント化施設の機能

エコセメント化施設の主要機器は、別表-15に掲げるとおり点検を行い、異常があった場合は直ちに処置を行うものとする。

#### 20 計量証明事業者による検査等

前各項の検査、分析を、外部に委託して行う場合には、生活環境の保全に関する項目以外の項目については、計量法（平成4年5月20日法律第51号）第107条に規定する計量証明事業者が行うものとする。

### 第2条 廃棄物等の搬入方法

#### 1 廃棄物の運搬車両の所属名の表示

各運搬車両の荷台の両側面及び後面に、廃棄物を搬入する乙を構成する市町及び一部事務組合（以下「搬入団体」という。）の名称を分かりやすく表示するものとする。

なお、名称の表示の大きさは、1文字当たり20cm×20cm以上とする。

#### 2 運搬車両の型式

- (1) 廃棄物の運搬車両は、搬入の過程において廃棄物の飛散、流出、又は悪臭がもれないように必要な措置を講ずるものとする。

- (2) 廃棄物の運搬車両は、原則として10t積、密閉車両又はコンテナ車とする。

なお、乾燥灰の運搬車両はタンクローリ車とする。

- (3) エコセメント搬出用車両及びエコセメントの製造に必要な材料等の運搬車両は、下記の車両で行うものとする。

##### ア エコセメント搬出用車両

（タンクローリ車 10t～31t積）

##### イ エコセメントの製造に必要な材料等の運搬車両

（トラック及びタンクローリ車 31t積以下）

### 3 搬入経路

- (1) 処分場への運搬車両の進入及び退出経路は、以下の3方向とする。
  - ア 青梅街道－秋川街道－処分場搬入道路
  - イ 五日市街道－秋川街道－処分場搬入道路
  - ウ 都道184号線（滝山街道・睦橋通り、又は圏央道経由）－秋川街道－処分場搬入道路
- (2) 搬入道路からの搬入が困難となった場合、乙はその都度甲及び丙に連絡し、了承を得た後、管理道路から搬入することができる。

### 4 運搬車両の運行管理

- (1) 廃棄物の運搬車両の運行管理は、情報管理システムにより行うものとする。
- (2) 搬入団体は、廃棄物の搬出に先立ち、情報管理システムに次の事項を入力するものとする。
  - ア 搬入団体名
  - イ 運搬車両登録番号及び運転手名
  - ウ 廃棄物の種類
  - エ 積載車両総重量、廃棄物積載重量及び空車重量
  - オ 出発時刻
  - カ 搬入経路
- (3) 廃棄物の運搬車両の運転手は、処分場への搬入に際して、乙が実施する特別講習の後に発行する講習修了証を携帯し、処分場搬入道路入口において、警備員に提示するものとする。
- (4) 廃棄物の運搬車両が、処分場に入場後、搬入団体が情報管理システムに入力した車両であることを管理センター受付で確認を行うものとする。
- (5) エコセメントの製造に必要な材料等の運搬車両の運転手は、処分場通行にあたっては、乙が発行する講習修了証、又は通行証などを処分場搬入道路入口の警備員に提示するものとする。
- (6) エコセメントの製造に必要な材料等の運搬車両は伝票処理で管理し、エコセメント搬出車両は計量システムで管理するものとする。

### 5 廃棄物の搬出量と搬入量の照合方法

管理センター受付に計量器を2基設置し、運搬車両の入場時には廃棄物積載車両総重量について、また退場時には空車重量を計測して得られる廃棄物埋立等処分重量を、それぞれ情報管理システムに入力された事項と照合することにより管理するものとする。

## 6 搬入経路等における環境保全対策

廃棄物の付着、泥土等により搬入経路の汚染を防止するため、敷地内に設置した洗車設備による洗車を徹底するとともに、場内搬入道路の清掃を埋立地内に入退出がある日には実施し、それ以外の日には必要に応じて実施する。また、エコセメント化施設内道路の清掃を必要に応じて実施する。

## 第3条 埋立等処分作業要領

### 1 受入廃棄物の質と管理

(1) 埋立地へ搬入される廃棄物の種類及び質の管理については、乙による目視監視を徹底させるとともに、月に1回以上抜き取り検査を搬入団体及び廃棄物の種類別に行うものとする。

また、公害防止協定第5条に定める規制基準及び同第7条について確認するものとする。

(2) エコセメント化施設へ搬入する焼却残さの質の管理については、選別機等での金属類回収状況を確認するとともに、必要に応じて抜き取り検査を搬入団体別に行うものとする。

(3) 前各号の抜き取り検査に用いた試料の一部を透明な容器に入れ、1か月処分場内に保存するものとする。

(4) 前条第4項第3号若しくは同第5項の照合により不正のあるもの、又は、第1号及び第2号の抜き取り検査において重大な公害発生のおそれのある違反をした搬入団体については、乙は直ちに処分場への搬入を停止させるとともに、甲及び丙に報告するものとする。

また、乙は、搬入を停止させた搬入団体について、その原因を究明し、必要な措置を講じさせたのち、甲及び丙の承認を得て搬入停止を解除できるものとする。

(5) 搬入団体の中間処理施設の機能状況について、必要により丙は、甲及び乙と調査できるものとする。

(6) 乙は、搬入される廃棄物及び搬入される可能性のある廃棄物について、

搬入団体別に次の事項を甲及び丙に定期的に報告するものとする。

ア 廃棄物の収集・中間処理形態と質

- (7) 分別収集の方法及び収集される廃棄物の実態（6か月に1回、ただし、現在搬入されていないが、搬入される可能性のある廃棄物は1年に1回）
- (イ) 乾電池類、水銀温度計、蛍光灯、PCBなど、有害・危険物質の選別除去方法及び処分方法（6か月に1回）
- (ロ) 焼却残さの熱しゃく減量、焼却残さの含水率、ごみの組成及び焼却炉内の温度（3か月に1回）
- (ハ) 焼却残さの有害重金属溶出試験結果（3か月に1回、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令「昭和48年総令5号」による試験項目について実施）
- (ニ) 不燃・焼却不適ごみの破碎寸法及び圧縮等の減容化の方法（6か月に1回、ただし、現在搬入されていないが、搬入される可能性のある場合には1年に1回）
- (ホ) その他必要と認められる事項

イ 第1号及び第2号に定める抜き取り検査

ウ 検査結果等に異常が認められる場合は、その原因と対策あるいは改善方法

- (7) 中間処理施設の焼却設備若しくは、破碎設備の機能劣化等によって、廃棄物の質が公害防止協定第5条に定める規制基準を満たさないことが判明した場合には、当該搬入団体は、乙を通じて直ちに甲及び丙に連絡し、廃棄物の搬入について、甲及び丙の承認を得るものとする。また、設備等の改善計画書を甲及び丙に提出し、3か月に1回、計画の着手・進捗状況について報告するものとする。

2 廃棄物の埋立処分

- (1) 埋立方式は、セル方式（廃棄物を適切な重機等で敷きならし、その上に廃棄物を包み込むように傾斜層に覆土する方式）とし、埋立層厚は、廃棄物2m程度に、覆土を0.3m程度行う。
- (2) 覆土等は、廃棄物の飛散、流出防止、悪臭の発生防止等のため即日行う。

埋立終了後の最終覆土は、1.0m程度行う。

ただし、乙は跡地利用計画による最終覆土について、その計画に必要な層厚を、甲及び丙と別途協議する。

- (3) 埋立は、安全性、効率性を考慮し、下流側から行う。
- (4) 廃棄物の埋立処分に当たっては、進捗状況に応じて浸出水の集排水管及びガス抜管の連結、法面部しゃ水工の施工等を計画的に実施するものとする。
- (5) 廃棄物の埋立処分にあたり、廃棄物の前処理が必要な場合には、廃棄物の飛散・流出を防止するとともに、悪臭、騒音、振動及び大気汚染の発生防止を図れるよう、環境保全対策を確実に行うものとする。

### 3 作業機材及び作業人員

埋立に要する作業機材及び作業人員については、埋立処分開始の前までに甲及び丙に報告するとともに、変更があったときは、その都度了承を得るものとする。

### 4 作業時間帯

- (1) 廃棄物の搬入受付は、午前9時00分から午後4時00分までとし、原則として午後5時00分までには、覆土及びあとかたづけ等全ての作業を終了するものとする。

ただし、冬季(12月から翌年2月まで)については、危険防止のため、搬入受付終了時間を30分繰り上げるものとする。

- (2) 中間処理施設を出た車両が途中の事故により、搬入受付終了時刻に遅れるときは、甲及び丙に報告するものとする。

ただし、前号の時刻(午後5時00分)を越えないものとする。

- (3) 処分場への廃棄物の搬入休日は、次のとおりとする。

ア 土曜日(ただし、別に定める搬入日を除く)

イ 日曜日

ウ 国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)に定める日

エ 年末、年始(12月31日から翌年1月3日まで)

オ その他必要な日

- (4) エコセメント化施設の運転時間は、原則24時間運転とし、修繕等により運転中止の際には甲及び丙に報告するものとする。

(5) エコセメントの製造に必要な材料等の搬入及びエコセメントの搬出は、原則午前4時00分から午後10時00分までとし、休日は原則次のとおりとする。

ただし、生石灰の搬入は休日を行うことができる。

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)に定める日

ただし、大型連休及び年末年始は、乙は甲及び丙と協議し搬出入するものとする。

## 5 埋立作業中止基準

(1) 埋立作業地点において風向及び風速を可搬式風向・風速計により、以下の定時に測定する。

ア 午前8時45分から10分間

イ 午前11時00分から10分間

その結果、平均風速が $5.5\text{ m/sec}$ 以上のときは、アでは午前の埋立作業を、イでは午後の埋立作業をそれぞれ中止するものとする。

(2) 埋立作業を中止した後、気象の変化により平均風速が $5.5\text{ m/sec}$ 未満の風が10分間測定され、廃棄物の飛散の恐れがなくなったときは、埋立作業中止を解除できるものとする。

(3) 前1号における平均風速が $5.5\text{ m/sec}$ 以下であったときでも気象の急変により廃棄物の飛散が連続して観測されるときは、埋立作業を中止するものとする。

## 6 廃棄物の掘り起こし作業

(1) 埋め立てた廃棄物の掘り起こし作業は、第3項「作業機材及び作業人員」、第4項「作業時間帯」(1)及び第5項「埋立作業中止基準」に則して実施するものとする。

(2) 掘り起こし作業後の掘削跡には、覆土等を廃棄物の飛散、流出防止、悪臭の発生防止等のため即日行うものとする。

## 7 エコセメント化施設の運転

(1) 通常時の運転は、別途定めるエコセメント化施設安全管理マニュアル

によるものとする。

(2) 緊急時の対応は、別途定めるエコセメント化施設緊急対応マニュアルによるものとし、当該年度の連絡体制を、年度開始後速やかに、甲、乙及び丙で情報共有するものとする。

(3) 乙は、運転等の予定について事前に甲及び丙に報告するものとする。

#### 第4条 処分場の監視等

##### 1 監視等

公害防止協定第14条に基づく監視等とは、処分場の埋立等状況、維持管理、安全に関わる事項の監視及び資料の閲覧をいう。

##### 2 資料の閲覧及び提供方法

前項に定める資料は、別表-16に掲げるものとし管理センター内に常時備え付けるものとし、必要に応じて複写により提供をするものとする。

#### 第5条 その他

1 乙は、処分場の建設にあたり、日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場建設工事確約書（締結日平成7年8月31日）を遵守するものとする。

2 本協定において、施設等の点検項目及び周期、異常時の措置及び点検について、明示されていないものについては、別途定める二ツ塚廃棄物広域処分場運用マニュアル及びエコセメント化施設保全管理マニュアル・保守管理マニュアルによるものとする。

3 本協定に定めのない事項が生じたとき及び本協定に定める事項に疑義が生じたとき、また本協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

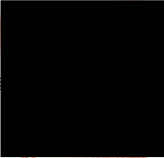
協議の開催は、甲、乙、丙いずれかが求めることができるとともに、求められたものはこれに誠意をもって対応しなければならない。

4 災害時の特例規定については、別途協定として定めるものとする。

上記協定締結の証として、本協定を4通作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年3月31日

甲 東京都西多摩郡日の出町

町長 東 

乙 東京たま広域資源循環組合

管理者 阿部 裕行 

丙 東京都西多摩郡日の出町 第22自治会

会長 山崎 忠 

丙 東京都西多摩郡日の出町 第22自治会二ツ塚処分場対策委員会

委員長 宮岡 義基 

別表-1 検査項目、基準値及び頻度(浸出水原水)

| 区分            | 項目              | 単位       | 基準値      | 頻度    |      |
|---------------|-----------------|----------|----------|-------|------|
| 生活環境の保全に関する項目 | 水素イオン濃度(pH)     | —        |          | 1回/日  |      |
|               | 生物化学的酸素要求量(BOD) | mg/L     |          | 1回/週  |      |
|               | 化学的酸素要求量(COD)   | mg/L     |          | 1回/日  |      |
|               | 浮遊物質(SS)        | mg/L     |          | 1回/日  |      |
| 一般項目          | 透視度             | 度        |          | 1回/月  |      |
|               | 色度              | 度        |          |       |      |
|               | 臭気              | —        |          |       |      |
|               | 蒸発残留物           | mg/L     |          |       |      |
|               | 全窒素             | mg/L     |          |       |      |
|               | 全りん             | mg/L     |          |       |      |
|               | 亜鉛              | mg/L     |          |       |      |
|               | 銅               | mg/L     |          |       |      |
|               | 溶解性鉄            | mg/L     |          |       |      |
|               | 溶解性マンガン         | mg/L     |          |       |      |
|               | フェノール類          | mg/L     |          |       |      |
|               | 全クロム            | mg/L     |          |       |      |
|               | 塩化物イオン          | mg/L     |          |       |      |
| 電気伝導率         | μ S/cm          |          |          |       |      |
| 人の健康の保護に関する項目 | カドミウム           | mg/L     | 0.09     | 1回/3月 |      |
|               | 全シアン            | mg/L     | 1        |       |      |
|               | 有機りん            | mg/L     | 1        |       |      |
|               | 鉛               | mg/L     | 0.3      |       |      |
|               | 六価クロム           | mg/L     | 1.5      |       |      |
|               | ひ素              | mg/L     | 0.3      |       |      |
|               | 総水銀             | mg/L     | 0.005    |       |      |
|               | アルキル水銀          | mg/L     | 検出されないこと |       |      |
|               | ポリ塩化ビフェニル       | mg/L     | 0.003    | 1回/6月 |      |
|               | ジクロロメタン         | mg/L     | 0.2      |       |      |
|               | 四塩化炭素           | mg/L     | 0.02     |       |      |
|               | 1,2-ジクロロエタン     | mg/L     | 0.04     |       |      |
|               | 1,1-ジクロロエチレン    | mg/L     | 1        |       |      |
|               | シス-1,2-ジクロロエチレン | mg/L     | 0.4      |       |      |
|               | 1,1,1-トリクロロエタン  | mg/L     | 3        |       |      |
|               | 1,1,2-トリクロロエタン  | mg/L     | 0.06     |       |      |
|               | トリクロロエチレン       | mg/L     | 0.1      |       |      |
|               | テトラクロロエチレン      | mg/L     | 0.1      |       |      |
|               | 1,3-ジクロロプロペン    | mg/L     | 0.02     |       |      |
|               | チウラム            | mg/L     | 0.06     |       |      |
|               | シマジン            | mg/L     | 0.03     |       |      |
|               | チオベンカルブ         | mg/L     | 0.2      |       |      |
|               | ベンゼン            | mg/L     | 0.1      |       |      |
|               | セレン             | mg/L     | 0.3      |       |      |
|               | 1,4-ジオキサン       | mg/L     | 0.5      |       |      |
|               | 亜硝酸性窒素          | mg/L     |          |       |      |
|               | 硝酸性窒素           | mg/L     |          |       |      |
|               | ふっ素             | mg/L     |          |       |      |
|               | ほう素             | mg/L     |          |       |      |
|               | ダイオキシン類         | pg-TEQ/L |          |       | 1回/年 |

(備考) (1) 準用基準「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年総理府令第5号)」の第3条別表第6の基準

(2) 上記以外にも必要に応じて検査を行うものとする。